

(証券コード 5979)

2022年6月8日

株 主 各 位

三重県三重郡朝日町大字縄生81番地

カネノウ株式会社

代表取締役社長 豊 田 悟 志

第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 三重県三重郡朝日町大字縄生81番地
当社本社4階 大会議室
3. 目的事項
報告事項 第45期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である者を除く。)9名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

4. 株主様へお願い

2022年6月24日（金）第45期定時株主総会にあたり、新型コロナウイルス感染症拡大に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内申し上げます。株主様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染が懸念される状況が続いております。株主様の感染リスクを避けるため、郵送による議決権行使をご推奨申し上げます。

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、疾患の影響が大きいとされる、ご高齢の方、基礎疾患のある方などにおかれましては、ご来場に関して特に慎重なご判断をお願い致します。

本株主総会の運営スタッフ及び出席役員等は、マスク着用で対応をさせていただきます。

本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kaneso.co.jp>) にて、修正後の内容を掲載させていただきます。

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における国内経済は、緩やかながら持ち直しの動きが見られましたが、新型コロナウイルス感染症が繰り返し拡大し、生産活動など供給面での制約が起こるなど、依然として厳しい状況が続きました。また、資源、材料価格をはじめとする諸物価の高騰が続いていることや、ロシア・ウクライナ情勢のリスク顕在化により、経済、社会情勢の変動に大きな影響が及ぶこととなりました。当社の主要な市場であります建設関連業界におきましては、公共投資が弱い動きながらも底堅く推移し、民間設備投資は持ち直しの動きが見られるようになりましたが、資材価格の上昇や労働力不足など、取り巻く事業環境は厳しく、需要動向への影響が懸念される状況となりました。その結果、売上高は、68億17百万円（前年同期比4.9%増）となりました。製品分類別における状況は次のとおりであります。

鋳鉄器材は、外構、街路関連工事が堅調に推移し、外構・街路関連製品が増加し、建築工事着工件数が低位ながら、やや回復傾向となり、雨水排水・防水関連製品が増加したことから、17億73百万円（同2.2%増）となりました。

スチール機材は、外構関連等の改善により外構・街路関連製品が増加しましたが、民間設備投資の回復の遅れや、土木工事関連の納入が低位な状況が続きましたことが影響し、11億5百万円（同3.2%減）となりました。

製作金物は、外構、街路等景観整備工事が回復基調であったことから外構・街路関連製品が増加し、建築工事関連も改善し、建築金物が増加しました。また、防災関連製品の納入が工事の進捗により増加したこともあり、33億26百万円（同3.4%増）となりました。

その他鑄造製品は、公共投資が底堅く推移したことから、土木向け需要が増加したことと、建機、機械向け製品も納入先の堅調な需要を受け、改善基調が続きましたことから、6億11百万円（同51.7%増）となりました。

利益につきましては、感染症拡大が更に拡大する状況から制限も続き、年度後半からの需要環境の改善にやや陰りが見られるようになりました。生産につきましても回復傾向となったものの、材料価格の高騰や、諸物価等コストの上昇から、採算面での厳しい状況が続きました。また、販売市場における競争も厳しく、収益改善が進みにくい状況となりました。その結果、売上総利益は、21億9百万円（同4.7%減）となりました。販売費及び一般管理費につきましては固定費用等負担の増加はありますが、売上の増加にともない改善傾向となり、20億41百万円（同0.7%増）となりました。その結果、営業利益は67百万円（同63.5%減）となりました。営業外損益につきましては、低金利の環境が続く状況は変わらず、収益の低い状況が続きました。その結果、経常利益は80百万円（同45.7%減）となり、当期純利益は39百万円（同54.1%減）となりました。

製品分類別売上高・生産高

製品分類別	売上高	生産高
鑄鉄器材	1,773	712
スチール機材	1,105	643
製作金物	3,326	1,941
その他	611	589
合計	6,817	3,886

(2) 設備投資の状況

当期中に実施しました設備投資は、工場建設、工事等建物改修工事、金型等4億31百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、長引く感染症の影響に加え、地政学的リスクの高まりからの世界情勢の不透明感や、資源、エネルギー価格、金融の変動等による経済、社会活動への影響が懸念され、先行きは予断を許さない状況が予想されます。建設関連におきましては、緩やかながら需要環境の回復が期待されますが、こうした状況のもと、資材価格等諸物価の上昇に拍車がかかることも見込まれ、コスト上昇要因や労働環境など変動が続く中であって、受注環境は当面、厳しい状況が続くことも予想されます。感染症防止策を継続し、生産活動、供給体制を整え、一層の生産性向上や原価改善に向けた取り組みと、適切な価格での供給ができるよう改善を進め、技術、品質などの総合的な競争力の向上に努め、業績の改善に取り組んでまいります。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	2018年度 第42期	2019年度 第43期	2020年度 第44期	2021年度 (当期) 第45期
売 上 高	7,315 <small>百万円</small>	7,614 <small>百万円</small>	6,496 <small>百万円</small>	6,817 <small>百万円</small>
当 期 純 利 益	199 <small>百万円</small>	353 <small>百万円</small>	85 <small>百万円</small>	39 <small>百万円</small>
1株当たり当期純利益	140.26 <small>円</small>	248.57 <small>円</small>	60.40 <small>円</small>	27.73 <small>円</small>
総 資 産	15,701 <small>百万円</small>	15,919 <small>百万円</small>	15,714 <small>百万円</small>	15,598 <small>百万円</small>
純 資 産	13,650 <small>百万円</small>	13,782 <small>百万円</small>	13,663 <small>百万円</small>	13,497 <small>百万円</small>

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
マイウエア株式会社	10,000 <small>千円</small>	100 %	建材等の販売

(7) 主要な事業内容

製 品 分 類	主 要 製 品
鋳 鉄 器 材	ルーフドレン、マンホール鉄蓋、車止め
スチール機材	スチール製グレーチング
製 作 金 物	ステンレス製グレーチング、クリーンピット、フローアハッチ、EXジョイント免震構造建築用、U字溝用スリットみぞ蓋、カラー舗装用みぞ蓋、たてとい

(8) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	三重県三重郡	東 京 支 店	東 京 都 港 区
大 阪 営 業 所	大 阪 府 大 阪 市	仙 台 営 業 所	宮 城 県 仙 台 市
福 岡 営 業 所	福 岡 県 福 岡 市	朝 日 工 場	三 重 県 三 重 郡

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
248名	6名増

(注) 従業員数には準社員(8名)を含み、パートタイマー(19名)は含まれておりません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,423,710株(自己株式16,290株を除く)
- (3) 当事業年度末の株主数 562名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
小 林 鑄 造 有 限 会 社	375,000 ^株	26.33 [%]
小 林 正 和	315,000	22.12
小 林 昭 三	100,000	7.02
小 林 誠 子	100,000	7.02
小 林 裕 和	100,000	7.02
榑 原 静 枝	45,000	3.16
神 谷 布 左 子	45,000	3.16
石 川 商 事 株 式 会 社	19,000	1.33
カネソウ従業員持株会	15,700	1.10
株式会社三菱UFJ銀行	15,600	1.09
株式会社百五銀行	15,600	1.09

(注) 当社は、自己株式16,290株を保有しておりますが、大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
小林昭三	取締役名誉会長	
小林正和	取締役会長（代表取締役）	
豊田悟志	取締役社長（代表取締役）	マイウエア株式会社代表取締役社長
南川智之	専務取締役	
福田昭人	常務取締役	
清水竜生	常務取締役（IT支援室長）	
松田洋一	取締役（事業推進担当）	
石川文和	取締役（開発担当）	
伊藤博幸	取締役（利益管理担当）	
小林永朋	取締役（経営管理室長）	
近藤健治	取締役（相談役）	
山田耕二	取締役（監査等委員）	
木原昌弥	取締役（監査等委員）	
山田康之	取締役（監査等委員）	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）木原昌弥及び山田康之の両氏は社外取締役であります。なお、当社は木原昌弥氏を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、名古屋証券取引所に対し届け出ております。
2. 当社は、山田耕二氏を常勤監査等委員として選定しております。その理由は、常勤の監査等委員が、取締役会以外の重要な会議等へ出席し、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び公認会計士、内部監査部門等との連携を図ること等により、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
3. 当社は、取締役（監査等委員）木原昌弥及び山田康之の両氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。

(2) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	12名 (一名)	197,600千円 (一十千円)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	4名 (2名)	13,140千円 (3,900千円)
合 計 (うち社外取締役)	16名 (2名)	210,740千円 (3,900千円)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く。)12名の報酬額は、2015年6月26日開催の定時株主総会において月額25,000千円以内と決議しております。
2. 取締役(監査等委員)4名の報酬額は、2015年6月26日開催の定時株主総会において月額2,500千円以内と決議しております。
3. 上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額20,540千円が含まれております。
4. 取締役報酬の決定方針は、経営目標の達成と持続的な企業価値の向上につなげ、役割職責に相応した基本方針に基づき、透明性と公平性を確保し、各役員等を勘案し、取締役会において報酬等を決定することとしており、業績連動報酬は実施しておりません。

<取締役の報酬方針>

- ・取締役個人別の報酬等の額、または算定方法の決定方針。

<取締役の報酬の基本方針>

- ・企業の基本理念・経営ビジョンを実践し、経営目標の達成と持続的な企業価値の向上につながるものとします。
- ・取締役の役割、及び職責に相応しい水準とします。
- ・取締役の報酬は妥当性、透明性と公平性を確保します。

<報酬体系>

- ・当社取締役の報酬は、取締役会規程に基づき、各取締役の報酬を決定します。
- ・各取締役の報酬については、基本方針に基づき、各取締役の役位に応じた報酬体系とし、取締役会において各取締役の報酬の原案を決定します。
- ・取締役の報酬は、固定報酬とします。
- ・取締役に対する報酬等を与える時期は、月ごとの一定日とします。
- ・取締役個人別の報酬額の決定については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長が、その具体的な内容について委任を受けるものとし、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、各々の経営能力、貢献度等を考慮して決定するものとします。

(3) 社外取締役に関する事項

① 当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席率	監査等委員会出席率	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	木原 昌 弥	84.6%	75.0%	主に法令・定款の順守に係わる見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
	山田 康 之	100%	100%	主に法令・定款の順守に係わる見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

五十鈴監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------|----------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額 | 21,000千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬の額等を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分できませんので、上記の①の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、会社が会計監査人と監査契約を締結する際に、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査人に対する報酬等の額、監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかについて、検証いたしました。

また、監査等委員会は、前述の検証を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認した結果、同意することが相当であると判断いたしました。

(3) 当社に対する会計監査人の対価をとまなう非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合には、監査等委員会の選定した監査等委員が、解任後最初の株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、会計監査人が監督官庁から監査業務停止処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、監査等委員会は、監査等委員会の決議に基づき、取締役会に対して会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人との間に、責任限定契約を締結しておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「事業活動に関わる法令等の順守」及び「資産の保全」という4つの目的を達成するため、内部統制システムの構築をしております。取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制を整備することが、最も重要な経営課題のひとつであることを、取締役はじめ全役職員が認識するとともに、体制の構築を推し進め、株主、取引先、地域社会、従業員から信頼される会社となることを基本方針としております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「倫理法令順守マネジメントシステムの枠組みに関する規程」に基づいた「倫理法令順守マネジメントマニュアル」により、構築すべき倫理法令順守マネジメントシステムの枠組みを示し、倫理法令順守のパフォーマンスを高め、「自浄メカニズム」、「主体的改善メカニズム」がより良く働く組織をつくることを進める。また、法令順守・企業倫理について統一した考えを明確にし、企業責任を果たす行動をとるため、全社員共通、共有の「基本理念・経営ビジョン」に行動指針・規範を明記し、社員の倫理観、道徳観を教育する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する文書等は、「文書管理規程」に従って保存及び管理する。情報の管理については、「情報技術－セキュリティ技術－情報セキュリティマネジメントシステム 要求事項」に基づいた「I SMSマニュアル」により、保有する情報の保全を図る。また、知り得た個人情報については、「個人情報保護マネジメントシステム－要求事項」に従って管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント－原則及び指針」に基づいた「リスクマネジメントマニュアル」により、日常活動を通じてリスクを発見し、それらを適切に処理する。また、リスクマネジメント方針に基づき、システムの運用展開を図ることにより、経営に関わるリスクを全社的視点で合理的かつ最適な方法で管理し、全体最適かつ機動力の高い対応を行う。そして組織が緊急事態に陥った場合、組織の機能を維持し、迅速に復旧できるように緊急時対策及び復旧対策を計画し、実行していくために、適切なリスクマネジメントの導入を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」等の社内規程を順守するとともに、毎月1回の定例取締役会その他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行を監視する。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の状況に応じて、当社の社内規程に準じて必要な管理を行うとともに、会計監査人等へ必要な情報を提供し、グループ会社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。また、監査等委員会は会計監査人等と連携を図り、グループ会社全体の管理、監督を適正に行う。

⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従って、直ちに監査等委員会に報告する。当社は、当該報告を行った者に対し、解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないことを「公益通報者保護法に関する内部規程」に定め運用している。

⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、「監査等委員会規程」、「監査等委員会監査等基準」に基づいて常勤監査等委員が中心となり、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等から職務執行の状況を聴取し、重要な決裁書類を閲覧するなどにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行を監査する。また、監査等委員会は、必要に応じ、弁護士、公認会計士、その他法律・会計の専門家等を活用することができ、その費用は会社が負担するものとする。

(2) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社は、反社会的勢力及びその団体との関係を遮断し排除することが、当社に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性の確保のために不可欠であることを認識し、その対応は管理部総務担当が統括部門となり、警察等関係機関、顧問弁護士等と緊密に連携して適切に対応する体制を整備しております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令順守・企業倫理についての考えを明確にし、企業責任を果たす行動をとるための行動指針・規範を明記した、全社員共通、共有の「基本理念・経営ビジョン」を毎年度更新し、全役職員に配布し、周知徹底をしております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に関する稟議書、議事録等の文書の管理については、「文書管理規程」等の社内規程等に基づき、適正に保存及び管理しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「リスクマネジメントー原則及び指針」に基づき、各部門の責任者が、法令順守やリスク管理についての徹底、指導を行い、日常活動を通じてリスクの早期発見と未然防止に努めております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「取締役会規程」等に基づき、月に1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、経営に関する重要事項等の決定を行っております。当期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）における取締役会の開催状況は13回であります。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社の社内規程に準じて必要な管理を行うとともに、会計監査人等へ必要な情報を提供しております。
- ⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制
内部通報制度を設け、法令等の順守をはじめとする問題についての報告や相談に管理部総務担当が応じております。また、報告や相談を行った本人や部署に対する保護を定めており、通報者が不利益を被ることがないような体制を整備しております。
- ⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
常勤監査等委員が中心となり取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等から経営、業績に影響を及ぼす重要な事項等について報告を受けております。また、会計監査人と定期的に会合等をもち、情報の交換を行っております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

三重県企業防衛対策協議会に加盟し、関係機関とも連携し、反社会的勢力排除に向けた体制を整備しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定した配当を継続して実施することを基本方針として、中間及び期末の年2回、配当を行うこととしております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり75円を実施することを決定いたしました。すでに、2021年12月7日に実施済みの中間配当金1株当たり75円とあわせまして、年間配当金は1株当たり150円となります。

なお、当社は定款の定めにより、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることとしております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、1株当たり当期純利益を除き、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	11,809,752	流 動 負 債	639,826
現金及び預金	8,904,689	買掛金	295,027
受取手形	206,119	未払金	119,012
電子記録債権	166,331	未払費用	51,731
売掛金	901,591	未払法人税等	56,731
有価証券	400,000	前受収益	299
製品	599,252	賞与引当金	60,791
仕掛品	155,116	その他の	56,231
原材料及び貯蔵品	457,656	固 定 負 債	1,461,861
前払費用	11,045	退職給付引当金	344,022
その他	15,406	役員退職慰労引当金	517,423
貸倒引当金	△7,458	その他の	600,415
固 定 資 産	3,788,959	負 債 合 計	2,101,688
有形固定資産	3,325,758	純 資 産 の 部	
建物	611,402	株 主 資 本	13,468,268
構築物	54,475	資 本 金	1,820,000
機械及び装置	613,223	資 本 剰 余 金	1,320,000
車両運搬具	19,062	資 本 準 備 金	1,320,000
工具、器具及び備品	53,491	利 益 剰 余 金	10,398,097
土地	1,732,878	利 益 準 備 金	275,400
建設仮勘定	241,225	その他利益剰余金	10,122,697
無 形 固 定 資 産	51,031	別 途 積 立 金	9,900,000
ソフトウェア	50,848	繰越利益剰余金	222,697
その他	182	自 己 株 式	△69,828
投資その他の資産	412,169	評 価 ・ 換 算 差 額 等	28,755
投資有価証券	88,022	その他有価証券評価差額金	28,755
関係会社株式	10,000	純 資 産 合 計	13,497,023
出資金	3,600	負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,598,711
長期前払費用	16,899		
繰延税金資産	141,475		
その他	164,172		
貸倒引当金	△12,000		
資 産 合 計	15,598,711		

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		6,817,325
売 上 原 価		4,708,077
売 上 総 利 益		2,109,247
販売費及び一般管理費		2,041,754
営 業 利 益		67,492
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	295	
有 価 証 券 利 息	149	
受 取 配 当 金	2,680	
不 動 産 賃 貸 料	18,455	
作 業 く ず 売 却 益	3,473	
雑 収 入	2,828	27,882
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,587	
不 動 産 賃 貸 費 用	3,648	15,236
経 常 利 益		80,139
税 引 前 当 期 純 利 益		80,139
法人税、住民税及び事業税	45,573	
法 人 税 等 調 整 額	△4,916	40,656
当 期 純 利 益		39,482

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当期首残高	1,820,000	1,320,000	1,320,000	275,400	9,900,000	399,819	10,575,219
会計方針の変更 による累積的影響額						△3,048	△3,048
会計方針の変更 を反映した当期 首残高	1,820,000	1,320,000	1,320,000	275,400	9,900,000	396,771	10,572,171
当期変動額							
剰余金の配当						△213,556	△213,556
当期純利益						39,482	39,482
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計						△174,074	△174,074
当期末残高	1,820,000	1,320,000	1,320,000	275,400	9,900,000	222,697	10,398,097

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△69,828	13,645,390	17,703	17,703	13,663,094
会計方針の変更 による累積的影響額		△3,048			△3,048
会計方針の変更 を反映した当期 首残高	△69,828	13,642,342	17,703	17,703	13,660,046
当期変動額					
剰余金の配当		△213,556			△213,556
当期純利益		39,482			39,482
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			11,051	11,051	11,051
当期変動額合計		△174,074	11,051	11,051	△163,022
当期末残高	△69,828	13,468,268	28,755	28,755	13,497,023

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料及び仕掛品……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 17～50年

機械及び装置 9～10年

無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……従業員に対する賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。

- (3) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異は、発生時の翌事業年度に全額費用処理しております。
- (4) 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は建築・防災・福祉・緑化・都市景観整備関連製品の製造及び販売をその事業としており、単一セグメントであります。

製造請負・販売契約においては、受注した製品を生産し引き渡す履行義務を負っております。

受注した製品を生産し引き渡す履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。なお、製品の国内販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合については、出荷時に収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来は営業外費用に計上していた売上割引について、当事業年度の期首より顧客に支払われる対価として、売上高から減額しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当期の売上高及び営業利益はそれぞれ46,165千円減少し、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ551千円減少しております。また、利益剰余金の当期期首残高は3,048千円減少しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

- ・前事業年度において「雑収入」に含めておりました「作業くず売却益」については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分記載しております。
- ・前事業年度において「雑損失」に含めておりました「不動産賃貸費用」については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分記載しております。

会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価について

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
製 品	599, 252
仕 掛 品	155, 116
原材料及び貯蔵品	457, 656

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の評価については、正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、評価損を計上しております。また、将来の消費見込み数量又は販売見込み数量を超過するものを過剰在庫として取扱い、必要な評価損を計上しております。当事業年度の戻入額相殺後の評価損金額は5,681千円であります。

正味売却価額及び将来の消費見込み数量並びに将来の販売見込み数量は、期末前の実績に基づき算定しているため、実際の市場における将来の市況悪化又は正味売却価額が当社の見積りより悪化した場合は、追加評価損が必要となる場合があります。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 9,136,632千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務 | |
| 短期金銭債権 | 246千円 |

損益計算書に関する注記

- | | |
|------------|---------|
| 関係会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 2,097千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 948千円 |

株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|-----------------------------|------------|
| 1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数 | |
| 普通株式 | 1,440,000株 |
| 2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数 | |
| 普通株式 | 16,290株 |

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	106,778	75.00	2021年 3月31日	2021年 6月28日
2021年11月5日 取締役会	普通株式	106,778	75.00	2021年 9月30日	2021年 12月7日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年5月9日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 106,778千円 |
| ② 1株当たり配当額 | 75.00円 |
| ③ 基準日 | 2022年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2022年6月9日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞	与	引	当	金	18,188千円
退	職	給	付	引	当
貸	倒	引	当	金	102,931千円
棚	卸	資	産	金	5,821千円
未	払	事	業	税	52,452千円
役	員	退	職	慰	勞
未	払	役	員	退	職
投	資	有	価	証	券
減	損	損	失	他	3,643千円
そ	の	の	他	7,769千円	
繰	延	税	金	資	産
評	価	性	引	当	額
繰	延	税	金	資	産
合	計				407,864千円
					△258,811千円
					149,052千円

繰延税金負債

そ	の	他	有	価	証	券	評	価	差	額	金	△7,577千円
繰	延	税	金	負	債	合	計				△7,577千円	

繰延税金資産の純額

141,475千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業活動に必要な資金は自己資金を充当しており、銀行借入等による資金調達は行っておりません。

また、余剰資金は安全性の高い金融商品で運用しており、デリバティブはまったく利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券は譲渡性預金であり、発行体の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先金融機関との取引の深耕等に資する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

当社は、与信管理規程に従い、受取手形、電子記録債権及び売掛金について、取引開始時における信用調査及び実地調査、与信限度額の設定、継続的な与信管理、回収状況の管理等を実施しております。

② 市場リスク

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク

当社は、自己資金において十分な流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、有価証券、貸倒引当金、買掛金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券	61,472	61,472	—
資産計	61,472	61,472	—

(注) 市場価格のない株式等は、上記に記載しておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	26,550
関係会社株式	10,000
出資金	3,600

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	61,472	—	—	61,472
資産計	61,472	—	—	61,472

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

これらの時価は、相場価格を用いて評価しております。当社が保有している上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	鋳鉄 器材	スチール 機材	製作 金物	その他	合計
顧客との契約から生じる収益	1,773,416	1,105,703	3,326,533	611,671	6,817,325
外部顧客への売上高	1,773,416	1,105,703	3,326,533	611,671	6,817,325

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載のとおりです。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 9,480円18銭

1 株当たり当期純利益 27円73銭

(注) 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	39,482千円
普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株式に係る当期純利益	39,482千円
普通株式の期中平均株式数	1,423,710株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、1 株当たり純資産額及び1 株当たり当期純利益を除き、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

カネソウ株式会社
取締役会 御中

五十鈴監査法人
桑名事務所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 西 野 賢 也

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 岩 田 哲 也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カネソウ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第45期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠した当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室及び内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月30日

カネソウ株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 山田 耕 二 ㊞
監査等委員 木原 昌 弥 ㊞
監査等委員 山田 康 之 ㊞

(注) 監査等委員木原昌弥及び山田康之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>第15条 (株主総会参考書類等の電子提供措置等) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
(新 設)	

第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。以下、本議案において同じ。）11名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査等委員会から、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	小林昭三 (1928年3月19日生)	1979年10月 カネソウ株式会社設立 当社代表取締役社長 1998年3月 当社代表取締役会長 2008年3月 当社代表取締役名誉会長 2021年6月 当社取締役名誉会長（現任）	100,000株
2	小林正和 (1954年10月25日生)	1979年10月 カネソウ株式会社設立 当社専務取締役 1991年3月 当社代表取締役副社長 1998年3月 当社代表取締役社長 2008年3月 当社代表取締役会長（現任）	315,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	豊 田 悟 志 (1965年2月6日生)	<p>1988年3月 当社入社</p> <p>2009年11月 当社業務部長兼品質保証部長</p> <p>2011年6月 当社事業推進副本部長兼事業推進3部長兼品質保証部長 当社取締役事業推進副本部長兼事業推進3部長兼品質保証部長</p> <p>2012年5月 当社取締役事業推進副本部長兼品質保証部長</p> <p>2013年6月 当社取締役事業推進副本部長</p> <p>2014年9月 当社取締役事業推進副本部長兼事業推進4部長</p> <p>2015年6月 当社取締役事業推進副本部長兼品質保証部長</p> <p>2015年10月 当社取締役事業推進本部長兼品質保証部長</p> <p>2016年6月 当社常務取締役事業推進本部長兼品質保証部長</p> <p>2018年1月 当社常務取締役事業推進本部長兼事業推進1部長兼発送部長兼品質保証部長</p> <p>2018年6月 当社常務取締役事業推進本部長兼事業推進1部長兼品質保証部長</p> <p>2019年6月 当社常務取締役事業推進本部長兼事業推進1部長兼O P C部長兼品質保証部長</p> <p>2020年7月 当社常務取締役</p> <p>2022年3月 当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） マイウエア株式会社代表取締役社長</p>	375株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	南 川 智 之 (1958年7月26日生)	1981年3月 小林鑄造株式会社（現 カネソウ株式会社）入社 1998年6月 当社管理部長 2003年9月 当社執行役員経理部長 2004年6月 当社取締役管理本部長兼経理部長 2005年6月 当社常務取締役管理本部長兼経理部長 2006年6月 当社専務取締役管理本部長兼経理部長 2011年6月 当社専務取締役管理本部長 2020年7月 当社専務取締役（現任）	1,284株
5	福 田 昭 人 (1960年7月5日生)	1983年3月 当社入社 2009年11月 当社西日本営業部長 2010年6月 当社取締役営業副本部長 2010年8月 当社取締役営業副本部長兼営業部長 2012年6月 当社常務取締役営業本部長 2013年6月 当社常務取締役営業本部長兼EXジョイント事業部長兼プロジェクト営業部長 2015年10月 当社常務取締役営業本部長兼EXジョイント事業部長 2018年6月 当社常務取締役営業本部長兼OPC部長兼EXジョイントカンパニー工程管理本部長 2019年6月 当社常務取締役営業本部長兼EXジョイントカンパニー工程管理本部長 2020年7月 当社常務取締役（現任）	975株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	松 田 洋 一 (1967年9月8日生)	1991年3月 当社入社 2015年5月 当社鋳物事業本部鋳物事業部長 2018年6月 当社執行役員鋳物事業本部副本部長兼鋳物事業部長 2019年6月 当社取締役鋳物事業本部長兼鋳物事業部長 2020年7月 当社取締役(鋳造担当) 2022年3月 当社取締役(事業推進担当)(現任)	200株
7	石 川 文 和 (1960年10月3日生)	1984年3月 当社入社 2010年8月 当社マーチャンダイジング部長 2015年6月 当社取締役技術副本部長兼マーチャンダイジング部長 2016年1月 当社取締役技術本部長兼提案営業部長 2016年6月 当社取締役技術本部長兼提案営業部長兼製品開発部長 2017年5月 当社取締役技術本部長兼技術部長 2018年6月 当社取締役技術本部長兼技術部長兼EXジョイントカンパニー技術本部長 2020年7月 当社取締役(開発担当)(現任)	200株
8	小 林 永 朋 (1989年9月5日生)	2013年4月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)入行 2018年4月 当社入社 2020年6月 当社執行役員経営管理室長 当社取締役(経営管理室長)(現任)	47株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
9	近藤健治 (1956年1月2日生)	1979年3月 小林鑄造株式会社（現 カネソウ株式会社）入社 1998年4月 当社製造部長 1998年6月 当社取締役製造部長 1999年6月 当社取締役事業推進部長 2003年9月 当社専務取締役事業推進部長 2004年6月 当社専務取締役事業推進本部長 2006年4月 当社取締役副社長兼営業本部長兼事業推進本部長 2006年5月 当社取締役副社長兼営業本部長兼事業推進本部長兼品質保証部長 2007年6月 当社代表取締役副社長兼営業本部長兼事業推進本部長兼品質保証部長 2008年3月 当社代表取締役社長 2022年3月 当社取締役相談役（現任）	2,925株

- (注)
1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、取締役の選定において、取締役としての知識、経験、実績等を勘案して、取締役会において決定する方針をとっております。
また、業務執行取締役は任期1年であり、毎年の実績や経営の貢献度を鑑み、取締役相互の評価により、適切に選任を行っております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役1名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
山田康之 (1953年2月10日生)	1975年4月 株式会社東海銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 2002年11月 同行岡崎法人営業部部长 2004年12月 株式会社ティーファス転籍 2005年1月 同社執行役員 2006年6月 同社取締役常務執行役員営業第一本部部长 2009年6月 同社代表取締役社長兼営業第一本部部长 2009年10月 同社代表取締役社長 2015年6月 同社非常勤相談役 2016年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山田康之氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。同氏は、株式会社三菱UFJ銀行において支店長、主に営業部門の主要な役職を経た後、同行の関連会社において取締役を歴任し、幅広い知識と経験を有しており、また当社の監査等委員である社外取締役であったことから、当社の事業内容等にも精通しているため、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏の監査等委員である社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
3. 当社は社外取締役山田康之氏を監査等委員である社外取締役に再任された場合、名古屋証券取引所の定める独立役員となる予定であります。同氏は当社取引金融機関である株式会社三菱UFJ銀行の管理職経験者ではありませんが、当社は無借金経営を行っておりますので、当該銀行が当社の事業活動に多大な影響を与え得る取引関係はないと判断しております。また同氏は、すでに当該銀行を退社しているため、株主の付託を受けた独立機関として、公正・中立な立場を保持しており、一般株主と利益相反が生じることがないと判断し、独立役員と指定する予定であります。
4. 当社は、山田康之氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額としており、同氏が再任された場合、同契約を継続する予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
伊藤恒生 (1932年12月9日生)	1951年3月 伊藤正信税理士事務所入所 1960年7月 税理士(現任) 1968年5月 行政書士(現任) 1982年5月 社会保険労務士(現任) 1996年7月 伊藤恒生税理士事務所所長 2016年3月 当社監査等委員である取締役	100株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 伊藤恒生氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。同氏は、税理士として税務、会計についての専門的な知識・経験等を有しており、その専門的な知識・経験等を、客観的・中立的立場から有益な助言を頂き、適切に監査業務を遂行して頂けるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。同氏は、過去において当社の監査等委員である社外取締役に就任した経験があり、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
3. 当社は、伊藤恒生氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額としております。

第5号議案 退任取締役に對し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任される取締役清水竜生氏、伊藤博幸氏に對し、在任中の労に報いるため、当社が定める役員退職慰労金規程に従って退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。

その具体的金額、贈呈の時期及び方法については、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

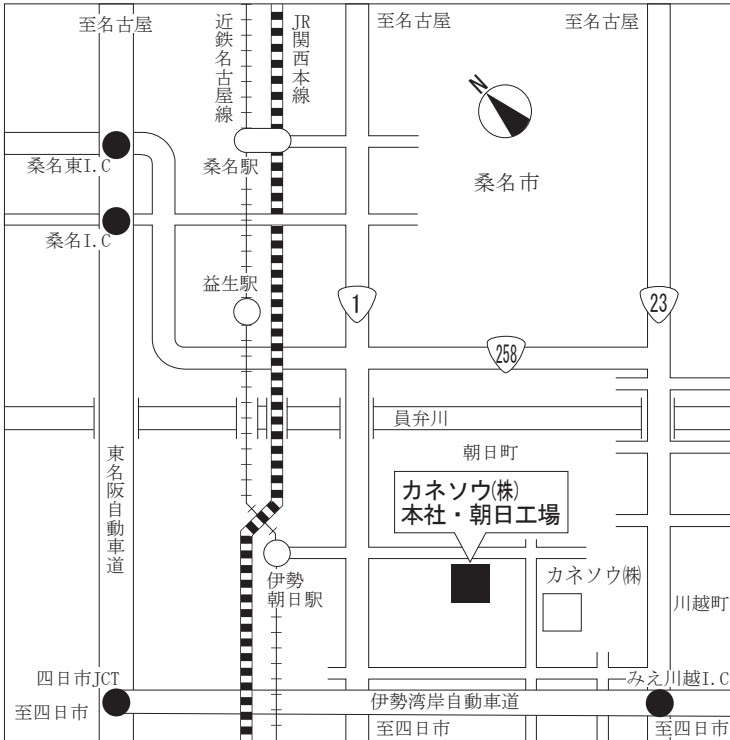
なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
清水竜生	2020年7月 常務取締役 (IT支援室長)(現任)
伊藤博幸	2020年7月 当社取締役 (利益管理担当)(現任)

以上

株主総会会場ご案内図



会場 三重県三重郡朝日町大字繩生81番地

当社本社 4階大会議室

電話 (059) 377-4747

交通 近鉄及びJR「桑名駅」よりタクシー約15分
近鉄「伊勢朝日駅」(準急、普通停車)より徒歩約15分

お車で伊勢湾岸自動車道をご利用の場合は「みえ川越I.C」より約5分、東名阪自動車道をご利用の場合は「桑名I.C」または「桑名東I.C」より約15分